

我孫子市学校給食調理業務委託のプロポーザル募集要項

我孫子市学校給食調理業務委託事業者選定実施要領に基づき、公募型プロポーザルの参加者を次のとおり募集します。

1. 事業概要

(1) 事業目的

給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に提供する為、優れた調理技術を有し、教育の一環として学校給食の意義を理解し、児童生徒との交流や学校行事等に積極的に参加できる業務委託業者の選定を目的とする。

(2) 事業名及び所在地等

- ① 我孫子市立我孫子第二小学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市下ヶ戸610番地
- ② 我孫子市立我孫子第三小学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市柴崎台3丁目3番1号
- ③ 我孫子市立高野山小学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市高野山198番地
- ④ 我孫子市立根戸小学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市つくし野4丁目17番1号
- ⑤ 我孫子市新木小学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市新木1460番地
- ⑥ 我孫子市立湖北台中学校給食調理業務委託（公契約）
我孫子市湖北台6丁目9番1号

(3) 履行期間 令和9年4月1日～令和12年3月31日

2. 事業内容の詳細

「我孫子市学校給食調理業務委託仕様書」・「我孫子市給食調理業務内容詳細仕様書」・「令和9年度年間給食実施計画書」・「給食室概要図」のとおり。我孫子市役所ホームページの「入札・契約」からダウンロードしてください。

3. 参加資格

- ① 令和8年10月1日において、我孫子市における入札参加資格者名簿の「委託」の大分類「13（医療・医事・給食）」の中分類「5（学校・寮給食）」に登録があること。
- ② 地域要件の有無：無
- ③ 受注実績の有無：公告の日から起算して過去5年以内に小・中学校給食調理業務等の受注実績があること。
- ④ その他：「我孫子市学校給食調理業務委託仕様書」・「我孫子市給食調理業務内容詳細仕様書」に基づく業務の履行が可能であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- ⑥ 募集開始の日から結果の公表の日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止の措置又は我孫子市入札契約に係る暴力団対策措

- 置要綱（平成27年告示第84号）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- ⑦ 受託者の特定の日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
 - ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てに係る株式会社にあつては、同法第41条第1項の規定による更生手続開始決定がなされていること。
 - ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てに係る債務者にあつては、同法第33条第1項の規定による再生手続開始決定がなされていること。
 - ⑩ 募集開始の日から過去3か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。
 - ⑪ 役員等（参加者が個人である場合にはその者と、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

4. 参加手続等

(1) 発注課及び提出先

〒270-1166 千葉県我孫子市我孫子1684番地

我孫子市教育委員会 学校教育課 給食係

電話 04-7185-1267 FAX 04-7182-5867

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和8年11月20日（金） 郵送により午後5時まで必着。前記（1）の発注課に書留又は簡易書留、レターパック等の追跡可能な方法により提出すること。（持参不可）

5. 質疑及び回答

① 質 疑

質疑がある場合、令和8年10月23日（金）の午前9時から午後5時までにファクシミリで発注課あてに質問書（様式B）を提出してください。

なお、所定の期日を過ぎた質疑は受け付けません。

② 回 答

令和8年10月30日（金）の午後1時までに我孫子市ホームページの「入札・契約」に掲載します。

6. 参加報酬及び契約額

(1) 公募型プロポーザル参加報酬

無償とします。

(2) 契約額

次の提案上限金額以下で受託者の見積額とします。

委託校	提案上限金額（円）
① 我孫子市立我孫子第二小学校	88,600,600（税込み）
② 我孫子市立我孫子第三小学校	117,938,700（税込み）
③ 我孫子市立高野山小学校	98,459,900（税込み）
④ 我孫子市立根戸小学校	110,218,900（税込み）
⑤ 我孫子市立新木小学校	78,945,900（税込み）
⑥ 我孫子市立湖北台中学校	73,326,000（税込み）

- ※消費税は10%として見積もること。
 ※消費税は消費税法の規定により支払うものとする。

7. 無効となる企画提案

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等に適合しないもの。
- ② 募集要項に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦ 本募集要領6.（2）の上限金額を超える見積金額で提案された場合

8. プロポーザル参加の辞退

企画提案書を提出後、本プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を郵送又は持参により教育委員会へ提出してください。

9. 企画提案の評価

選定委員会当日出席した選定委員による審査（評価項目ごとに得点化）を経て総合評価を行い受託者を特定します。

（1）評価項目等

評価事項	評価項目	評価方法
経営状況 満点24点	総売上高、自己資本比率、流動比率、固定比率、技術職員数、営業年数（受託開始年数）、ISO取得状況、瑕疵担保力	様式1の書類審査
実績状況 満点13点	自校方式受託校数、東葛飾地区管内受託校数、過去の食中毒事故発生状況	様式1、2の書類審査
課題に対する提案 満点20点	提案の的確性、提案の独自性、提案の実現性	様式3-1、3-2の書類審査及びヒアリング
事業の実施体制 満点25点	事業の実施方針	任意様式の書類審査及びヒアリング
	調理業務従事者の配置体制	様式4-1、4-2の書類審査及びヒアリング
	巡回指導及び研修計画	様式5の書類審査及びヒアリング
	食育に関する学校への協力体制や企画の提案	様式6の書類審査及びヒアリング
	調理業務実施体制	様式7・任意様式の書類審査及びヒアリング
コスト 満点45点	見積価格	様式8による見積書類審査

（2）選定委員会による書類審査・ヒアリング

選定委員会を次のとおり開催し、選定委員による企画提案の書類審査及びヒアリングで評価を行い、受託者を特定します。

なお、ヒアリングでは実際に本事業を担当する者の出席を求め、企画提案内容の説明及び質疑応答を行います。ヒアリングの案内は、企画提案書の提出期限以降に電話及び文書で通知し

ます。

① 選定委員会の日程・場所

令和8年12月11日（金） 午前9時から午後5時

我孫子市教育委員会 大会議室

参加者ごとの参集時間は、別途通知します。

② 選定委員

委員長（教育総務部長）、委員（学校給食に関し知見を有する者、選定を行う学校の校長、学校教育課長、学校教育課職員、学校栄養士会代表）

③ ヒアリングによる提案内容の説明

15分以内

提出した企画提案書に基づき説明してください。

なお、企画提案書をOHP、スライド、プロジェクター、パネルで拡大することはできません。追加資料を用いることもできません。

④ 質疑応答

1件につき5分（応募する事業数×5分）＋10分

例）1件・・・15分 3件・・・25分 6件・・・40分

⑤ 出席者 3名以内

総括管理者又は本事業を実施する際の責任者は必ず出席してください。

⑥ 審査結果

令和9年1月7日（木）以降に電話及び文書で通知します。

評価点数の合計が最も高い提案を最優秀提案とし、同点で最も高い提案が2以上あるときは、くじにより受託者を特定します。なお、やむを得ない事情によりヒアリングを欠席した選定委員がいた場合は、参加した委員の評価点数を基に受託者を特定することとします。最終結果は、我孫子市ホームページの入札・契約に掲載します。

⑦ 最低基準点

最低基準点とは、本事業が適切に履行されない恐れがあると認められる場合の評価点です。本プロポーザルでは、次のように最低基準点を設定し、合計評価点が同点未満の提案は採用しません。

最低基準点	65点
-------	-----

10. 提出書類及び提出部数

No.	様式の名称	様式番号	提出部数
1	企画提案書兼誓約書	表紙・様式A	応募する事業ごとに1部
2	会社概要	様式1	14部
3	小・中学校の自校給食受託実績	様式2	No. 2に同じ
4	課題に対する提案	様式3-1、3-2	応募する事業ごとに14部
5	調理業務実施要領（マニュアル）及び衛生管理体制（マニュアル）	任意様式	No. 2に同じ
6	調理業務従事者の配置体制	様式4-1、4-2	No. 4に同じ
7	巡回指導及び研修計画	様式5	
8	食育に関する学校への協力体制や企画の提案	様式6	
9	調理業務実施体制 ※調理作業工程表含む（別紙「調理業務指示書」に基づき作成）	様式7、任意様式（調理作業工程表）	

10	見積金額内訳書	様式8	応募する事業ごとに1部
----	---------	-----	-------------

※No. 1及びNo. 10は、それぞれ別綴りとしてください。

※No. 4及びNo. 6～9は、No. 2、No. 3、No. 5と分けて必要部数分冊子にしてください。

1.1. 作成方法

全ての提出書類について、用紙の大きさはA4タテ（左綴じ）としてください。

なお、各種様式については次のとおり作成してください。

(1) 企画提案書兼誓約書（表紙・様式A）

参加者の欄は、主たる営業所又は受任事務所について記入し、代表者印または受任者の印を押印してください。押印を省略する場合は、様式に必ず本件責任者氏名を明記してください。

(2) 会社概要（様式1）

英数字は全角で記入してください。

(3) 小・中学校の自校給食受託実績（様式2）

事業件数が記入欄の数を超える場合には、様式をコピーの上記入してください。

(4) 課題に対する提案（様式3-1、3-2）

本事業の課題は、次のとおりです。

課題1	ドライ運用について
課題2	委託事業者の移行に伴う引継ぎ業務における工夫について

提案は、課題について参加者の基本的な考え方を文章で簡潔に記入してください。

なお、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用できます。

(5) 調理業務実施要領（マニュアル）及び衛生管理体制（マニュアル）（任意様式）

調理業務実施要領については、食中毒など問題発生時の体制や対処方法も含めてください。

(6) 調理業務従事者の配置体制（様式4-1、4-2）

様式内の指示に基づき記入してください。

(7) 巡回指導及び研修計画（様式5）

様式内の指示に基づき作成してください。

(8) 食育に関する学校への協力体制や企画の提案（様式6）

様式内の指示に基づき記入してください。

(9) 調理業務実施体制（様式7）

様式内の指示に基づき作成してください。

また、任意様式にて調理作業工程表を別紙「調理業務指示書」に基づき作成してください。

(10) 見積金額内訳書（様式8）

様式内の指示に基づき作成してください。

1.2. その他

(1) 使用する言語及び通貨

日本語、日本円

(2) 契約

ア 契約に当たり、特定された事業者（以下「契約予定者」という。）から提案があった内容を踏まえ、再度見積書の提出を求めます。契約予定者は、発注課からの見積依頼に基づき見積書を提出します。この際、見積書の金額は、原則としてプロポーザルの際に提出された見積書の金額以下とします。

イ 本事業の実施時期に係わらず、契約は、プロポーザルを実施した年度内に行います。

ウ 契約書及び約款は、原則として市規定のものを用品（市ホームページ＞事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約制度＞契約書様式等）に掲載。

エ 本契約の予定価格が2,000万円以上である場合、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）の適用対象となります。

条例の適用を受ける公契約を締結した契約予定者は、次に示す事項を含め、条例及び我孫子

市公契約条例施行規則（平成２７年規則第１６号。以下「施行規則」という。）に規定された事項を遵守しなければなりません。

なお、本契約の予定価格は、プロポーザルの際に契約予定者が提出した見積書の金額を基に設定された価格となります。

- ①当該指定管理業務に従事する労働者等に対し、条例第６条に規定されている労務報酬下限額以上の賃金を支払わなければならないほか、労働者の適正な労働条件の確保等を行うこと。
- ②条例第８条に規定されるとおり台帳の作成及び備付け並びに市長等に対する報告を行わなければならないこと。
- ③条例の適用を受ける公契約に係る業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合には、条例が適用される契約であり、下請負者にも条例が適用される旨を周知しなければならないこと。

※ 条例及び施行規則の詳細については、我孫子市役所ホームページの「事業者向け情報＞入札・契約＞公契約条例＞我孫子市公契約条例の手引き」の「我孫子市公契約条例の手引き（令和８年４月）」を参照してください。

オ 本契約が「複数年にわたる業務委託契約に係る労務費のスライド条項運用基準」の対象となる業務（以下「スライド条項運用業務」という。）である場合、履行期間内で契約締結日から１２月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により委託金額が不適当となったと認めるときは、発注者に対して委託金額の変更を請求することができます。

スライド条項運用業務となる契約を締結した契約予定者は、「複数年にわたる業務委託契約に係る労務費のスライド条項運用基準」及び「賃金の変動に基づく委託金額の変更に係る特約条項」に基づきスライド協議を行います。

（３）関連情報を入手するための照会窓口

前記４．（１）の発注課

（４）参加資格又は受注資格の喪失

選定委員会の開催前に参加者が選定委員に対して提案の追加又は補足説明等を行なったことが判明した場合は、次のように参加資格等を喪失します。

- ① 選定前に判明した場合は、参加資格を喪失します。
- ② 選定後に判明した場合は、受託資格を喪失します。

（５）その他

- ① 企画提案に係る費用は、無償とします。
- ② 企画提案書は、プロポーザル以外で参加者に無断で使用しないものとします。
- ③ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とすると共に指名停止措置を行なうことがあります。
- ④ 企画提案書は、選定及び特定を行なう作業に必要な場合に複製を作成することがあります。
- ⑤ 企画提案書の提出期限後における、企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。また、企画提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等、極めて特別な場合を除き、変更することができません。
- ⑥ 企画提案書は、返却しません。
- ⑦ プロポーザル結果表については、特定された者及び特定されなかった全ての者の名称及び評価点を原則公表します。ただし、選定委員会において、特別な理由により特定されなかった者の名称を公表しないと決定したときは、この限りではありません。
- ⑧ 企画提案書は、プロポーザルの公正性、透明性及び客観性を確保する必要があると認めた場合、参加者の許可を得て公表することがあります。
- ⑨ 発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、転載及び引用することはできません。
- ⑩ 発注者が貸与した資料がある場合は、企画提案書の提出期限に企画提案書と共に返却するものとします。また、資料を紛失した場合は、実費弁償するものとします。